

平成20年3月

## 第30回 非居住者への給与

稲垣 創平

今回は非居住者へ給与を支払った場合の税務上の基本的な取扱いについて説明致します。まず非居住者に対しては国内源泉所得しか課税されません。税率は20%（租税条約等の特例は今回は省略します）です。

よく問題となるのは年の中途において出国し非居住者となった場合です。以下、例を挙げて確認しましょう。

例えば、給与計算期間が毎月15日締の25日払であるとします。Aさんが海外転勤のため9月20日に出国したとします。この場合、Aさんが9月25日に給与を受け取る時には非居住者に該当するため20%の源泉が適用されます。このように給与計算期間の全部が国内勤務である場合には給与全額（国内源泉所得）に対して20%源泉されます。

では次の事例を考えてみましょう。上記と同じ事例でAさんが9月10日に出国したケースです。この場合、9月25日の給与には国内源泉所得部分と国外源泉所得部分の2つに対応する部分が含まれることとなります。このように給与計算期間のうち、居住者としての部分と非居住者としての部分のどちらもが含まれている場合、原則、日数按分し居住者部分（国内源泉所得部分）に対しては20%源泉されます。中小企業のように年に数名しか海外転勤（出向）がないような企業であればこの計算もスムーズに行えると思いますが、大企業のような場合にはそうはいきません。いちいちこんな計算するのは面倒くさいですね。手間がかかるだけです。

そこで所基通161-28では

その給料、賞与が1ヶ月以下の期間を計算期間とするものであること

その給料、賞与のうち一部分だけが国内源泉所得に該当するものであること

この2つの条件をいずれも満たしている場合には、たとえその給料、賞与の中に国内源泉所得部分が含まれているときでも国内源泉所得部分はないものとして取り扱われることとなります。通常、賞与についてはこの特例が適用できませんから注意が必要です。